

【 手術 】

564 食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの）又は虫垂切除術と胆嚢摘出術の併算定について

《令和7年5月30日》

○ 取扱い

胆嚢に係る傷病名の記載がない場合の次の手術とK672 胆嚢摘出術の併算定は、原則として認められない。

- (1) K527 食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの）
- (2) K718 虫垂切除術

○ 取扱いを作成した根拠等

食道悪性腫瘍手術や虫垂切除術と胆嚢摘出術は、それぞれ手術野や手技内容において関連性が乏しいことより、併せて胆嚢を摘出する際は、胆嚢に係る傷病名の記載が必要である。

以上のことから、胆嚢に係る傷病名の記載がない場合のK527 食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの）又はK718 虫垂切除術とK672 胆嚢摘出術の併算定は、原則として認められないと判断した。